

(別紙62)

短期入所療養介護 療養環境減算に係る届出書

届出に係る施設の概要

廊 下 幅	片側室部分 メートル 両側室部分 メートル (※基準 片側室 1.8m以上 両側室 2.7m以上)
特別の療養環境の 提供により特別の 料金を徴収	病院 ・ 診療所

(記入上の注意)

廊下幅については、小数点第1位まで記入すること。